



# 宮 崎 県 公 報

平成27年 2 月23日 (月曜日) 第 2669 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

告 示	頁	○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
○保安林の指定予定の通知 (3 件) …… (自然環境課) 1		○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 3
○道路の区域の変更 (2 件) …… (道路保全課) 1		公 告
○道路の供用の開始…………… ( “ ) 2		○大規模小売店舗の新設に関する届出 (2 件) … (商工政策課) 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 2		○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 4
○土砂災害警戒区域の指定…………… ( “ ) 2		教 育 委 員 会 告 示
		○宮崎県指定史跡の指定…………… 4
		○宮崎県指定史跡の一部指定解除…………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 114号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 2 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市庄内町 14537-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 115号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 2 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字袴谷 9528-1・9529 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 116号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 2 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水字辻3082-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 117号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年2月23日から平成27年3月9日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市大字 幸脇字飯谷 1871番1地	旧	6.7 ~ 80.0	613.2
			先から同市 同大字字陰 平1507番1 地先まで	新	10.8~ 46.5	613.2

宮崎県告示第 118号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年2月23日から平成27年3月9日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5172番2 から同市同 町5172番2 まで	旧	3.4 ~ 11.9	188.7
				新	8.8 ~ 17.1	188.7

宮崎県告示第 119号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年2月23日から平成27年3月9日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5172番2 から同市同 町5172番2 まで	平成27年2月23日

宮崎県告示第 120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、平成19年宮崎県告示第 338号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	中 河 内	I - 1 - 1789	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	中 河 内	I - 1 - 1789	急傾斜地の崩壊
	横 野 川	11 - 441 - 2 - 025	土 石 流
	指 野	I - 1 - 1788	急傾斜地の崩壊
	関	I - 1 - 1801	急傾斜地の崩壊
	鯨 平	II - 1 - 8013	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別 警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類

高千穂町	中河内	I-1-1789	急傾斜地の崩壊
	指野	I-1-1788	急傾斜地の崩壊
	寺の下	I-1-1796	急傾斜地の崩壊
	関	I-1-1801	急傾斜地の崩壊
	鯨平	II-1-8013	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第123号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(日南)26-2	株式会社丸商建設 代表取締役 榎木田幸子	日南市吾田東五丁目4045番4、4045番9	6.00 5.00	16.452	平成27年2月6日

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグコスモス五十市店  
都城市五十町2261番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年10月1日

- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,541.93㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側 53台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 7台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南東側 27㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内南東側 8.97㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 敷地南側
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 届出年月日  
平成27年1月30日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - 期間  
平成27年2月23日から平成27年6月23日まで
- 意見書の提出先及び期間
  - 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - 期間  
平成27年2月23日から平成27年6月23日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグコスモス祇園店  
宮崎市祇園三丁目10番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

- 人にあつては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年10月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,558.7㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の位置及び収容台数  
店舗敷地北側（駐車場No.1） 37台  
隔地駐車場（駐車場No.2） 26台  
合計 63台  
(2) 駐輪場の位置及び収容台数  
店舗建物北東側 20台  
(3) 荷さばき施設の位置及び面積  
店舗南西側 27㎡  
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内南西側 9㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時45分から午後10時まで  
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 店舗敷地北西側及び北東側（駐車場No.1）  
2箇所 駐車場敷地南側及び東側（駐車場No.2）  
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成27年2月2日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成27年2月23日から平成27年6月23日まで
- 10 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
平成27年2月23日から平成27年6月23日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高城町土地改良区（都城市）から平成27年2月6日付で申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 教育委員会告示

### 宮崎県教育委員会告示第2号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第31条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定史跡に指定する。

平成27年2月23日

宮崎県教育委員会委員長 島原俊英

種別	名称	所在地	所有者
史跡	清武上猪ノ原遺跡	宮崎市清武町船引5582-1	個人

### 宮崎県教育委員会告示第3号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第32条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定史跡の指定を解除する。

平成27年2月23日

宮崎県教育委員会委員長 島原俊英

種別	名称	所在地	備考
史跡	「志和池村古墳」のうち12号墳	都城市上水流町2902-1～5、2904-1～4、2905-2～4、2909-1・2	指定地の一部の解除